

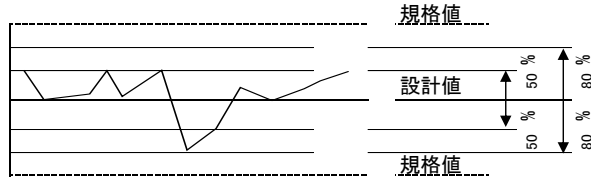
様式土3-9 【記入方法及び留意事項】《土木工事関係》

2016/7/1 以降

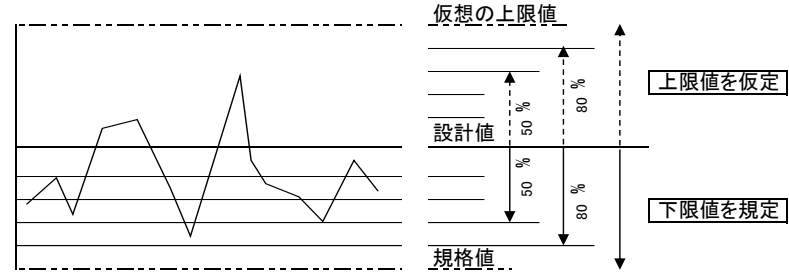
1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

◎〔管理図の場合〕

(上・下限値がある場合)



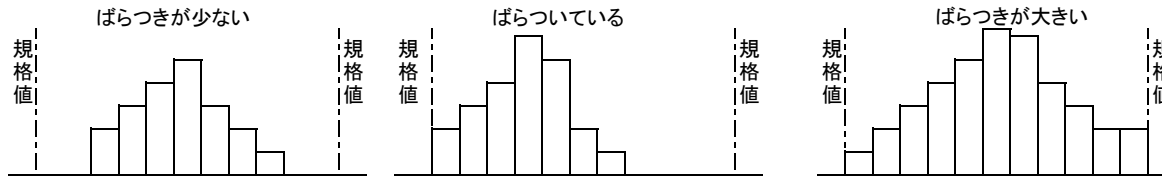
(下限値のみの場合)



- 注 1. ばらつきの判断は、上記図の上・下限値の50%、80%で a、b、c の判定をする。
 2. 品質管理点数が少なく、ばらつきの判定が困難なものは、施工管理、品質管理状況、全体の仕上がり状態を工事記録、目視等で確認し、それに応じた評価とする。

- 注 1. 上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。
 2. 規格値が設計値以上となっている場合は、ばらつきの判断から除外する。

◎〔度数表または、ヒストグラムの場合〕(参考)



2. 多工種複合工種の取り扱い

- (1) 出来形のばらつき
 ・原則として主たる工種と重要な工種の検査内容(基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長等)のばらつきを評定する。
 (2) 品質・出来ばえ
 ・原則として主たる工種と重要な工種について評定した上で、低い点数を採用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

クラックが発生した構造物は、検査の前までにコンクリート診断士等専門家の意見を聴取し、発注者と協議して対応する。

- (1) 有害なクラックについては、補修されている場合、「□」コンクリート構造物に有害なクラックがない」の評価項目はチェックしない。補修されていない場合は、d以下の評価とする。
 (2) 有害なクラック以外は「□」コンクリート構造物に有害なクラックがない」の評価項目はチェックする。
 (3) 検査の前までに調査がなされていない場合は指摘票により調査を行い、調査結果に基づき評定する。有害なクラックは、d以下の評価とする。有害なクラック以外は「有害なクラックはない」の評価項目をチェックするが、a又はa'の評価はしない。
 (4) 出来ばえについて、適切な補修等がしてある場合は「クラックなし」とする。
 * 上記クラックに関するコンクリート構造物とは、①鉄筋コンクリート(橋梁、樋門、樋管、管渠等)、②重要な無筋コンクリート構造物(ダム(袖部含む)、堰堤、床固、場所打擁壁等)とする。
 なお、クラックについては、下記指針等を参考とできるが、専門家の意見が必要。
 「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」(日本コンクリート工学協会)、「コンクリート標準示方書〔維持管理編〕」(土木学会)

4. 運用表の記入方法及び「監督業務チェックリスト」による評価

〔記入方法〕 (1)各運用表の該当する項目の□にレマークを記入する。

- (2) 該当項目等の%及び個数によりa、(a')、b、(b')、c、d、eを判断し該当記号に○印をつける。
 (3) (2)により該当記号を工事成績採点表に写し採点をする。

〔評価上の留意〕

- (1)「施工体制」「施工状況」のプロセスチェックは監督員の「監督業務チェックリスト」に基づき評価する。

5. (1)「Ⅲ.出来ばえ」で該当項目が減った場合の評定の考え方

評定点	該当チェック項目数(個)							
	1	2	3	4	5	6	7	8
a	1	2	3	3	4	5	6	7
b	1	1, 2	2	2	3	4	4	4
c	1	1	1	1	2	3	3	3
d	無	無	無	無	1	2	2	2

(2)積雪等により出来ばえの現地検査ができない場合

- ・監督員が行った段階確認及び出来形確認資料や工事写真等で検査を行うが、構造物等について細部まで詳細に検査することが出来ないため、出来ばえは「C」と評定します。

6. 「品質」

- (1) 品質の重要項目(※印)とは、その工種において施工上の配慮を特に求める項目である。
 (2) ※印以外の項目でも検査員の判断で追加することができる。
 (3) 「河川浚渫工」等の品質管理項目が無い場合等の評定の考え方
 ・評価対象項目が2項目以下の場合は、C評価とする。
 ・品質管理項目がない場合C評価とする。